

|               |          |
|---------------|----------|
| 地 域 指 定 年 度   | 昭和 45 年度 |
| 計 画 策 定 年 度   | 昭和 46 年度 |
| 計 画 見 直 し 年 度 | 昭和 62 年度 |
|               | 令和 5 年度  |

桶 川 市 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 書

令和 5 年 1 1 月

埼 玉 県 桶 川 市



## — 目次 —

|            |                                                   |           |
|------------|---------------------------------------------------|-----------|
| <b>第 1</b> | <b>農用地利用計画</b>                                    | <b>1</b>  |
| 1          | 土地利用区分の方向                                         | 1         |
|            | (1) 土地利用の方針                                       | 1         |
|            | ア 土地利用の構想                                         | 1         |
|            | イ 農用地区域の設定方針                                      | 4         |
|            | (2) 農業上の土地利用の方針                                   | 6         |
|            | ア 農用地等の利用の方針                                      | 6         |
|            | イ 用途区分の構想                                         | 7         |
| 2          | 農用地利用計画                                           | 8         |
| <b>第 2</b> | <b>農業生産基盤の整備開発計画</b>                              | <b>9</b>  |
| 1          | 農業生産基盤の整備の方向                                      | 9         |
| 2          | 農業生産基盤整備計画                                        | 10        |
| 3          | 森林の整備その他林業の振興との関連                                 | 10        |
| 4          | 他事業との関連                                           | 10        |
| <b>第 3</b> | <b>農用地等の保全計画</b>                                  | <b>11</b> |
| 1          | 農用地等の保全の方向                                        | 11        |
| 2          | 農用地等保全整備計画                                        | 11        |
| 3          | 農用地等の保全のための活動                                     | 11        |
| 4          | 森林の整備その他林業の振興との関連                                 | 12        |
| <b>第 4</b> | <b>農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ<br/>総合的な利用の促進計画</b> | <b>13</b> |
| 1          | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ<br>総合的な利用に関する誘導方向          | 13        |
|            | (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標                              | 13        |
|            | (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向                  | 15        |
| 2          | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ<br>総合的な利用の促進を図るための方策       | 15        |
| 3          | 森林の整備その他林業の振興との関連                                 | 16        |
| <b>第 5</b> | <b>農業近代化施設の整備計画</b>                               | <b>17</b> |
| 1          | 農業近代化施設の整備の方向                                     | 17        |
| 2          | 農業近代化施設整備計画                                       | 19        |
| 3          | 森林の整備その他林業の振興との関連                                 | 19        |

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| 第 6 | 農業を担うべき者の育成・確保と施設の整備計画    | 20 |
| 1   | 農業を担うべき者の育成・確保と施設の整備の方向   | 20 |
| 2   | 農業就業者を育成・確保するための施設整備計画    | 20 |
| 3   | 農業を担うべき者のための支援の活動         | 20 |
| 4   | 森林の整備その他林業の振興との関連         | 20 |
| 第 7 | 農業従事者の安定的な就業の促進計画         | 21 |
| 1   | 農業従事者の安定的な就業の促進の目標        | 21 |
| 2   | 農業従事者の安定的な就業を図るための方策      | 22 |
| 3   | 農業従事者就業促進施設               | 23 |
| 4   | 森林の整備その他林業の振興との関連         | 23 |
| 第 8 | 生活環境施設の整備計画               | 24 |
| 1   | 生活環境施設の整備の目標              | 24 |
| 2   | 生活環境施設整備計画                | 24 |
| 3   | 森林の整備その他林業の振興との関連         | 24 |
| 4   | その他の施設の整備に係る事業との関連        | 24 |
| 第 9 | 付図                        | 26 |
| 1   | 土地利用計画図（付図 1 号）           |    |
| 2   | 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）     |    |
| 3   | 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）       |    |
| 4   | 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）      |    |
| 5   | 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号） |    |
| 6   | 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）       |    |
| 別記  | 農用地利用計画                   |    |
| (1) | 農用地区域                     | 27 |
| ア   | 現況農用地等に係る農用地区域            | 27 |
| イ   | 現況森林、原野等に係る農用地区域          | 27 |
| (2) | 用途区分                      | 27 |

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方針

##### ア 土地利用の構想

##### (ア) 桶川市の概況

桶川市は、東京から 40km 圏、さいたま市から 20km 圏の埼玉県のほぼ中央部に位置し、東は元荒川を境に久喜市、蓮田市に、西は荒川を境に川島町、南は上尾市と伊奈町、北は鴻巣市と北本市に隣接している。

市域は、東西 8km、南北 4km にわたり蝶が羽根を広げたような形で、総面積は 25.35 km<sup>2</sup>である。

桶川市の農業振興地域は、本市を南北に縦断する J R 高崎線と中山道、国道 17 号沿いに設定されている市街化区域を軸として、東西に区分された市街化調整区域に位置し、「東部地区」と「西部地区」に区分されている。

##### (イ) 自然条件

令和 2 年の年間平均気温は 15.9 度で冬季の降雪もほとんどみられない。また、令和 2 年の年間平均降水量は 1,050mm である。

地形は、市の中央部が台地となっており、東西方向の市境に向かって緩やかに下がっている。東部の市境には元荒川、西部の市境には荒川が流下している。

##### (ウ) 社会経済条件

本市は、江戸時代に米や麦、紅花などの集散地として物流機能を担い、中山道の 6 番目の宿場町として大変栄えた。大麦は“桶川麦”、紅花は“桶川臙脂”としてその名を知られ、「最上紅花」(山形)に次ぐ全国で 2 番目の生産量を誇っていた。

産業構造を、令和 2 年の国勢調査による産業別就業人口でみると、総数 35,996 人で、産業別の構成比は、第 1 次産業 1.3%、第 2 次産業 21.3%、第 3 次産業 75.4%となっている。

交通網については、市の中央部をＪＲ 高崎線と中山道、国道 17 号が南北に縦断し、県道川越栗橋線が東西に横断している。また、市の北部を首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が横断し、市の西部を上尾バイパス（上尾道路）が縦断しており、国道を縦横に結ぶ県道等から広域交通網を形成している。また、圏央道の整備により、２つのインターチェンジを有するまちとなったとともに、土地区画整理事業も進み、新たな住宅地が供給されるなど、都市基盤の整備が進んでいる。

#### （エ）土地利用の現況

土地利用規制は、全域が都市計画区域で、その内、市街化調整区域のほとんどが農業振興地域の指定を受け、自然的・社会的条件によって、「Ａ（東部）地区」、「Ｂ（西部）地区」の２地区にわけている。

東部の赤堀川と西部の江川の低地は、水田を形成し、水稻による土地利用型農業を行っている。台地の畑地は、主に、麦、野菜（ブロッコリー、トマト、ねぎ、キャベツ、きゅうり、ホウレン草、チンゲン菜、こまつな、みずな、かぶ、さといも、さつまいも）、果樹（なし）、花き（洋ラン、切り花類、べにばな）の作付けによる都市農業を行っている。

#### （オ）今後の土地利用について

桶川市第六次総合計画基本構想の土地利用の考え方において、今後一層進展する人口減少と少子高齢化による社会環境の変化に適応した持続可能なまちづくりを着実に推進するために、「歩いて暮らせるまちづくり」、「広域交通網をいかすまちづくり」、「自然と暮らしが調和するまちづくり」を土地利用の基本方針としている。圏央道のインターチェンジ周辺の一部土地については、「複合開発エリア」を設定し、産業施設の立地誘導を図るとともに、広域幹線道路の沿道を「沿道軸」とし、周辺環境に配慮した適切な土地利用の誘導を図ることとしている。また、広域幹線道路の配置や地域資源の立地を踏まえ、道の駅などの「観光まちづくり拠点」を配置し、交流などによる地域の活性化を図ることとしている。

こうした基本方針を踏まえ、本市では、農業振興地域の農業的土地利用

を推進するため、新規就農希望者の就農支援、新規就農者の営農支援、地産地消など、農業振興を積極的に行い、耕作放棄地を健全な農地に活用する支援を行い、多くの市民の参加を促進しながら、自然と暮らしが調和する土地利用を推進し、農地の活用、保全を進める方針である。

農地の活用、保全を進めることにより、農産物の安定供給による「桶川ブランド」の確立と、効率的かつ安定的な農業経営による農業の持続的発展とともに、雨水を一時的に貯めて洪水を防止する洪水防止機能のほか、地域の食文化をささえ、美しい農村景観と生態系保全を創出する多面的機能の発揮を目標とする。

具体的には、「担い手の育成・確保」、「農地の利用集積による農業経営規模拡大」、「耕地利用率の向上」、「農作業の効率化」を目標とし、新規就農者の確保、担い手への農地の利用集積及びコンバイン、トラクターなどの高性能農業機械を導入することにより、効率的かつ安定的な農業経営を実現していく。こうした目標を実現していく中で、農業生産の基礎的資源である集团的優良農地を確保するとともに、農業の持続的発展を推進する。

また、こうした土地利用の考え方に伴い、広域交通網の結節点を活かした道の駅の整備や、市内食品製造業、飲食店などに供給を図るなど地場農産物の販路拡大に向けた施策の推進を図り、多様な担い手による優良農地の保全・確保を積極的に進めるほか、農業と商業・工業等の連携（「農商工連携」）による米麦、大豆、野菜、果樹など地場農産物を活かした農産物加工品の開発や販売促進に積極的に取り組んでいく。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地 604.91ha（農地及び採草放牧地）のうち、a～cに該当する 581.05ha について、農用地区域を設定する方針である。

#### a 集団的に存在する農用地

- ・ 10ha 以上の集団的な農用地

#### b 国・県が実施、補助する農業生産基盤整備事業。またはこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある農用地

- ・ 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事は除く。）
- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益を除く。）
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

#### c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地

- ・ 麦、野菜（ブロッコリー、トマト、ねぎ、キャベツ、きゅうり、ホウレン草、チンゲン菜、こまつな、みずな、かぶ、さといも、さつまいも）、果樹（なし）、花き（洋ラン、切り花類、べにばな）などの地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・ 高収益をあげている野菜のハウス
- ・ 国が補助を行わない農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある農用地
- ・ 農業生産基盤整備の事業実施が予定されている土地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の農用地、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な農用地

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地

ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a)集落区域内（連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

(b)自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針  
農業振興地域内にある土地改良施設等の内、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農業用施設用地の内、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域に設定する方針である。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

## （２）農業上の土地利用の方針

### ア 農用地等の利用の方針

農業振興地域内の農用地は、今後も地域の特性を活かした土地利用を進め、10ha以上の集団的農用地は、優良農用地としての保全を図っていく方針である。

#### （ア）水田の利用方向

水田については土地利用型農業の生産基盤であるとともに、災害時における洪水防止機能など多面的機能発揮に必要不可欠な土地であり、生産性の高い土地利用型農業の振興を図る必要がある。このため、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を活用して農地の集積による農業経営の規模拡大を推進するほか、新規需要米や自給飼料の作付けなど、経営所得安定対策を活用して農地の高度利用を推進する。

#### （イ）畑地等の利用方向

畑地については耕作者の確保に努めるとともに、消費者ニーズにあった農業生産を推進する。具体的には、高品質な露地野菜、施設野菜、果樹の計画生産・安定供給を図り、消費者動向に応じた農産物の多品目化や先端技術の導入を推進する。

## イ 用途区分の構想

### (ア) A地区（東部地区）

元荒川（赤堀川）沿岸の低地に展開する水田で水稻を作付けしているほか、台地の畑では主に、野菜（ブロッコリー、トマト、ねぎ、キャベツ、きゅうり、ホウレン草、チンゲン菜、こまつな、みずな、かぶ、さといも、さつまいも）、果樹（なし）、花き（洋ラン、切り花類、べにばな）を作付けしている。

水田では、東部工業団地の建設により水田面積は減少したが、自然条件から水田としての有利性を備えていることから良好な水田地帯を維持している。一方で、農地の利用集積が進んでいない現状にある。畑では、農業従事者の高齢化と都市化による混住化が進み、農業生産を阻害する要因にもなっている。

今後は、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業を活用し、担い手に対する農地の利用集積を進め、生産性の向上を図り、農業所得を増大させることで、効率的かつ安定的な経営を推進する。これらの取り組みにより、定年帰農者、Iターン、Uターンなどの新規就農者の育成、確保を図る。

なお、畑では、野菜、果樹、花きなどの立地条件を活かした都市農業を推進するため、高収益性を目指した品種や新技術の導入に取り組み、品質の向上、多品目栽培によって経営の安定化を目指す。

本市第六次総合計画基本構想における土地利用の考え方で桶川加納インターチェンジ北西の加納北部地区は、ゆとりある生活空間の形成を図る農住調和地区に位置づけられている。このため、農業上の土地利用と関連計画との整合性を適切に図っていく。

### (イ) B地区（西部地区）

荒川沿岸（江川）の低地に展開する水田で水稻を作付けしているほか、台地の畑では主に麦、野菜（ブロッコリー、トマト、ねぎ、キャベツ、きゅうり、ホウレン草、チンゲン菜、こまつな、みずな、かぶ、さといも、さつまいも）、果樹（なし）、花き（ゆり、切り花類、べにばな）を作付け

している。

低地に広がる水田では、農業生産基盤整備が行われ、農道やかんがい排水が整備されている。畑では、農業従事者の高齢化と都市化による混住化が進み、農業生産を阻害する要因にもなっている。

今後は、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業を活用し、担い手に対する農地の利用集積を進め、生産性の向上を図り、農業所得を増大させることで、効率的かつ安定的な経営を推進する。これらの取り組みにより、定年帰農者、Iターン、Uターンなどの新規就農者の育成、確保を図る。

また、担い手への農地の利用集積を推進するためには、小規模な農業者が担い手に農地をあずけることが必要となる。そのため、他産業への就業を希望する小規模な農業者の安定的な雇用先を確保する必要があることから、農業上の土地利用との調整及び関連計画との整合性を適切に図るとともに、農業者の意向を踏まえながら、産業用地の創出についても検討を行っていく。

なお、畑では、野菜、果樹、花きなどの立地条件を活かした都市農業を推進するため、高収益性を目指した品種や新技術の導入に取り組み、品質の向上、多品目栽培によって経営の安定化を目指す。

併せて、加工や販売などの高付加価値化を確立し、地域の多様なニーズに対応できる農業の発展を目指す。

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備の方向

農地の整備状況は水田の55%が約30a区画に整備されており、畑地の80%が道路に面している。

農業生産基盤の整備は、農業者が効率的で安定的な農業経営を行い、かつ収益性の高い農業を営むために生産性の向上を図るとともに、担い手への農地の利用集積による経営規模の拡大等の農業構造の改善を促進することを基本とする。また、地域における農業者、住民等の関係者の合意形成を図りつつ、土地利用の高度化、水利用の合理化については、地域の生活環境に配慮しながら進める方針である。

今後は地域の現状、耕作者の意向や利用状況を踏まえ、経営の安定及び規模拡大を行うために、ほ場区画の整理・大型化、農道及びかんがい排水施設の適切な維持管理に努める。また、環境との調和に配慮した農村環境の整備にも努める。

なお、農業生産基盤整備事業の実施に当たっては、田園環境と調和した整備手法を目指すとともに、農業用排水路を活かした地域の水辺空間を整備し、環境の再生・保全に努める。

#### (1) A地区（東部地区）

一部の水田は農業生産基盤整備事業が完了しているが、農業用水利施設の未整備地区が多いとともに、農地の利用集積が進んでいない。また、畑では、農業従事者の高齢化と都市化による混住化が進み、効率的な農業経営が阻害される要因になっている。

今後、農地の利用集積と農作業受委託により農地の流動化を進め、集団的優良農地を確保する。効率的な土地利用を図るため、パイプライン化等、農業水利施設の整備とともに、集落からほ場までの通作時間の低減や農産物の荷傷み防止を図るため、農道の舗装の維持と管理に努める。

#### (2) B地区（西部地区）

一部の水田は農業生産基盤整備事業が完了しているが、ほ場の区画が小さく、農地の利用集積をさらに推進する必要がある。また、畑地は、急激な都

市化の進展に伴い、住宅等が建設され混住化が進み、効率的な農業経営が阻害されている箇所が随所に見られる。

今後、農地の利用集積と農作業受委託により農地の流動化を進め、集団的優良農地を確保する。効率的な土地利用を図るため、パイプライン化等、農業水利施設の整備とともに、集落からほ場までの通作時間の低減や農産物の荷傷み防止を図るため、農道の舗装の維持と管理に努める。

## 2 農業生産基盤整備計画

昭和62年の農業生産基盤整備計画に計画されていた基盤整備事業はすべて完了しており、現在進行中の基盤整備事業はない状況である。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 4 他事業との関連

該当なし

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農産物の安定供給はもとより、国土の保全や環境保全などの多面的機能を有している。しかし、農地は近年、都市化の進展によるかい廃などにより湛水被害が発生していることから、排水路や排水機場等の施設の適切な維持管理を行うことにより農用地の保全を図るほか、農道や水路の補修に当たっては、地域住民と連携した整備を推進する。

また、用水路等の土地改良施設（以下、施設）の老朽化が進み、施設機能が低下しつつある。このため、既存の施設機能を維持するため、適正な維持管理に努めていく。

農業生産基盤として利用を図る農地については、農業委員会等との連携を図り、経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を積極的に実施し、農地の保全を図る。また、多面的機能支払交付金により農道、農業用排水路の保全を図る。

耕作放棄地については、農業従事者の高齢化と後継者不足により増加が見込まれるので、担い手への利用集積の促進や新規就農支援制度の活用による新規就農者の育成確保を図るとともに、市民農園や学校ファーム等、都市住民との交流施設としての利用などにより耕作放棄地の解消に努める。有害鳥獣による農作物の食害が増加傾向にあり、営農意欲を衰退させ、耕作放棄が進んでいるため、被害が多い地域を対象に有害鳥獣対策として、鳥獣による被害防止施設等の整備を促進し、被害の抑制に努めていく。

#### 2 農用地等保全整備計画

該当なし

#### 3 農用地等の保全のための活動

##### （1）農用地等の保全活動の実施

多面的機能支払交付金を活用した共同活動によって、農道や農業用排水路の適切な維持管理を行い、地域が一体となって農地を守っていく意識を高

めることで、農用地等の保全につなげていく。

## （２）耕作放棄地の解消活動の支援

水田及び畑では、農業委員会等との連携を図り、農地所有者の耕作再開を促すとともに、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業の積極的な活用により、担い手や新規就農者に、農作業の受委託や農地の利用集積を推進し、耕作放棄地の発生抑制・解消に努めていく。

また、美しい地域づくり、景観づくりを目指すため、引き続き景観形成作物の栽培についても推進する。

## （３）担い手への農地集積

「人・農地プラン」を活用し、集落での現状と将来について話し合い活動を重ね、集団的な農地利用の方向を定める取組に努めていく。

農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を活用し、「人・農地プラン」に位置づけられた地域の中心となる経営体である認定農業者等の担い手や新規就農者への農地の利用集積に努めていく。

## （４）農業水利施設の計画的な保全の推進

農業水利施設は地域の用水源及び排水先として重要な役割を果たしている。このため、農業水利施設の老朽化に対応し、長寿命化を図るため、適正な維持管理に努めていく。

## （５）鳥獣被害防止対策

鳥獣被害が増加傾向にあるため、農作物の食害の多い地域を中心に捕獲中心の被害対策に加え、防止柵などの設置や鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めていく。

# 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、水稻をはじめ、麦、野菜、果樹、花き、畜産が行われているが、販売農家の75%以上が兼業農家で農業従事者の高齢化が進行し農家人口は年々減少傾向にある。荒川と元荒川流域に広がる肥沃な沖積層で水稻、中央部の台地で麦、さつまいも等の主要作目による農業経営が行われてきた。しかし、近年は、きゅうり、トマトなどの野菜のほか、洋ラン、切り花類、べにばななどの花きの生産も盛んに行われている。

本市の農業を維持し、かつ発展させていくためには、労働に見合う所得、他産業従事者と均衡のとれた農業所得が期待できる担い手の育成が必要である。

そこで、担い手が職業として農業に取り組むことができるよう労働に見合った所得が得られること及び労働環境が整備されることを目標に、次の取り組みを行う。

農業を主体とする経営体が他産業並みの所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得560万円）を、また労働時間においても他産業並みの年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるよう、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、後継者及び新規就農者が希望を持って取り組める魅力ある農業の確立を目指す。

表 個別経営体による営農類型とその目標

|                    | 営農類型                   | 目標規模<br>(ha)             | 作目構成                                                                                                    | 戸数<br>(経営体数) | 流動化目標<br>面積<br>(ha) |
|--------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------|
| 個別<br>経営<br>営<br>体 | 主穀<br>複合経営             | 水田 9.0ha<br>畑 3.5ha      | 水稻 7.0ha<br>小麦 9.0ha<br>ブロッコリー 1.5ha                                                                    | 8 戸          | 40ha                |
|                    | 施設トマト<br>露地野菜<br>複合経営  | 畑 1.8ha<br>ハウス 2 棟 0.2ha | トマト 2,000 m <sup>2</sup><br>ねぎ 0.5ha<br>キャベツ 0.7ha<br>ブロッコリー 0.6ha                                      | 13 戸         | —                   |
|                    | 施設きゅうり<br>露地野菜<br>複合経営 | 畑 2.0ha<br>ハウス 0.3ha     | 促成きゅうり 2,000 m <sup>2</sup><br>抑制きゅうり 2,000 m <sup>2</sup><br>春菊 0.6ha<br>キャベツ 0.7ha<br>ブロッコリー 0.6ha    |              | —                   |
|                    | ホウレン草<br>露地野菜経営        | 畑 2.5ha                  | ホウレン草 1.7ha<br>さといも 0.8ha<br>ちんげんさい 0.5ha<br>かぶ 0.2ha<br>こまつな 0.3ha<br>みずな 0.3ha                        | 17 戸         | —                   |
|                    | なし単一経営                 | 樹園地 1.3ha<br>畑 0.5ha     | 幸水 0.6ha<br>豊水 0.4ha<br>新高・その他 0.3ha                                                                    | 20 戸         | —                   |
|                    | 酪農経営                   | 乳用牛 50 頭<br>飼料作付地 9ha    | 経産牛 40 頭<br>育成若牛 5 頭<br>育成子牛 5 頭<br>イタリアングラス 7.0ha<br>飼料用トウモロコシ 2.0ha                                   | 8 戸          | 25ha                |
|                    | 都市観光<br>農業経営           | 畑 2.3ha                  | トマト 0.1ha<br>キュウリ 0.1ha<br>なす 0.1ha<br>ホウレン草 0.1ha<br>プラム 0.4ha<br>なし 0.5ha<br>さつまいも 0.5ha<br>その他 0.2ha | 3 戸          | —                   |
|                    | 切花経営                   | アクリル温室 2.5ha             | ゆり類 2,500 m <sup>2</sup>                                                                                | 1 戸          | —                   |
|                    | 洋ラン経営                  | アクリル温室 2.5ha             | カトレア 1,500 m <sup>2</sup><br>胡蝶蘭鉢 1,000 m <sup>2</sup>                                                  | 5 戸          | —                   |
|                    | 花き複合経営                 | 畑 2.5ha                  | ホウレン草 0.5ha<br>さといも 0.8ha<br>ちんげんさい 0.5ha<br>かぶ 0.2ha<br>こまつな 0.3ha<br>山東菜 0.3ha<br>べに花 0.5ha           | 2 戸          | —                   |
|                    | 植木苗木経営                 | 畑 1.5ha                  | 苗木 0.5ha<br>養成木 0.6ha                                                                                   | 1 戸          | —                   |

注) 経営体数については令和 4 年度農家台帳より抽出

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

魅力ある農業経営と生産性の高い農業の確立を図るため、地域農業集団や農業生産法人を基礎とした農地利用集積、農業機械利用の共同化、農作業受委託の推進によって、規模拡大及び農用地の効率的利用を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 地域営農組織の育成と法人化の推進

担い手を中心とした農家が農業経営の合理化を図るため、地区内の農用地・共同機械・共同施設・労働力等を有効利用する地域営農組織がある。

今後は、集落単位を基礎とした組織のさらなる強化を図るとともに、農地の利用集積による経営規模の拡大を図る。また、共同機械・共同施設の効率的利用を図り、高生産で高所得の可能な経営体の育成に努める。

また、個人農家の法人化の推進に当たっては、税制、融資制度等の制度面と経営管理、経営発展等の経営・運営面のメリットのPRに努める。

(2) 農地流動化の推進

農用地の効率的かつ総合的な利用のため、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を積極的に実施するとともに、農業委員会や農地中間管理機構との連携を進める中で、経営の規模拡大、農地の集団化を図るとともに、農地に係る情報について、農家台帳等を活用しつつ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し、農業者への情報提供を行い、「人・農地プラン」に位置づけられた地域の中心となる経営体への利用集積と農用地の集団化を図る。

農業経営の規模拡大と農用地の効率的利用を図るため、広報紙やリーフレット、地図情報システム等の活用により、農業生産組織や農業者に対し、農用地の流動化についての周知を図る。

### （３）農業経営体の育成、農地の効率的利用

経営規模の拡大及び農地等の集団化による生産性向上を図るとともに、地域農業集団、農業生産組織の育成強化を農業関係機関が一体となり進め、他産業従事者と均衡する所得が期待できる農業経営体の育成、農地の効率的利用を推進する。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市農業は立地条件を生かし、引き続き農産物の安定供給基地として、消費者ニーズである「食の安全・安心・顔の見える農業」を視点に、地域の特性に応じた生産団地の育成を中心とした農業振興を図る。このため、環境と調和のとれた農業生産への取り組みに向け、施設整備や特産物の栽培促進による産地化や地産地消の推進による活力ある地域農業の確立を目指し、農業生産基盤の整備と併せて生産組織の育成強化及び法人化への推進を図り、農業経営の安定化と維持管理体制を確立する。

これらを確立するため、農業委員会や農地中間管理機構と連携し、農地の集積や農作業受委託に必要となるトラクター、コンバインのほか、規模拡大に必要な農業機械・施設の導入の後押しを推進する。

道の駅（仮称）おけがわについては、消費者とのふれあいのある「農」があるまちづくりを促進するために、農産物の販売施設や加工施設が一体となった農業者と消費者との交流の場となる農業近代化施設として位置付ける。

また、今後においても農業と商業・工業等の連携（「農商工連携」）による新商品等の開発、販売促進を推進する。

### （1）作物別整備の方針

#### ア 水稻

水稻は、担い手と地域農業集団の育成強化、不耕起播種技術の導入や側条施肥田植機・大型コンバイン等の高性能稲作機械の導入・共同利用を進め、稲作の低コスト化を推進する。また、環境にやさしい農業を基本に、土づくり、減農薬、減化学肥料などによる地域ブランドの育成、安定生産を推進する。

#### イ 麦

水稻及び大豆等を含めた総合的な土地利用体系のもとで作付け拡大を図る必要がある。このため、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を活

用し、担い手への利用集積を促進し、団地化等により生産規模の拡大を図るとともに、排水対策や肥培管理等の基本技術の徹底を行うことで品質向上を推進する。

食品製造業や外食・中食向けの対応等、多様な販売チャンネルの拡大に必要な施設の整備を検討する。

#### ウ 大豆

水稲と小麦＋大豆の２年３作体系を推進する上で重要な作物であるため、水系を考慮し、地域ごとに団地化を図る必要がある。

このため、排水対策や肥培管理等の基本技術の徹底及び栽培管理機や収穫機の共同利用を促進し、連作障害を回避するために小麦とのブロックローテーションを推進する。

#### エ 野菜

安全な野菜の計画的な生産出荷を行うことを基本とし、農業者の意向を踏まえて集出荷施設及び予冷・保冷施設の必要性等を検討するとともに、規格の簡素化、出荷容器の改善、流通経費の節減に努めるなど流通の合理化を推進する。

#### オ 果樹

消費者ニーズに沿った高品質な果実の栽培を促進し、生産コスト低減、計画的な生産出荷及び流通段階での省力化を図る必要がある。このため、優良品種系統の導入・更新を進め、規模拡大を目指し消費者嗜好に即した生産を目指す。

また、消費者志向や市場動向を踏まえ、出荷規格、ネーミング等の見直し、品質管理の徹底に努め、付加価値を高めたブランド化、消費者への宣伝や産地のイメージアップ等による需要拡大を目指すほか、農産物直売所への出荷を積極的に進め、地産地消を推進する。

## カ 花き

需要に対応した高品質な花きを安定生産するために、新技術の導入、エネルギーの効率的な利用による低コストな生産、生産情報の発信や生産直売などの有利販売に向けた取組の強化を図る。

## キ 畜産

耕種農家との連携強化による水田における飼料用米、飼料作物の生産拡大を図り、粗飼料の自給率向上を推進する。また、コントラクター（飼料生産受託組織）の活用など、飼料生産の組織化・外部化を推進し、良質な粗飼料の安定生産によるコストの低減を推進する。

## 2 農業近代化施設整備計画

| 事業の種類                  | 位置及び規模  | 受益の範囲 |      |      | 利用組織 | 対図番号 | 備考 |
|------------------------|---------|-------|------|------|------|------|----|
|                        |         | 受益地区  | 受益面積 | 受益戸数 |      |      |    |
| 農産物加工・販売・交流施設<br>(道の駅) | 川田谷 1箇所 | A、B   |      | 全戸   |      | 1    |    |

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保と施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保と施設の整備の方向

本市農業は、水稻をはじめ、麦、野菜、果樹、花きなどの生産を行っているが、兼業農家率が高く、農地の減少と農業従事者の高齢化等によって、特に、畑作農家の担い手が減少している。

今後は、農業者への有効性のある助成措置のほか、農業関係の各種情報を提供していく。また、畑作は新規就農者を確保するように努め、水田は個人農家や営農組織の法人化と地域農業における担い手の育成・確保に努める。さらに、退職後に土に親しみ、自然にふれあいながら、生きがい活動として農業を行いたい人を対象に、農作物の栽培技術や知識及び農業機械の使い方等を習得するための農業研修施設として農業センターの活用を努める。

### 2 農業就業者を育成・確保するための施設整備計画

該当なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市では、桶川市農業委員及び最適化推進委員を中心に、農業者の育成・確保に努めている状況である。今後は、桶川市農業委員会の組織活動を強化し、活動内容について、広く周知する。若い農業者をはじめ、認定農業者等の活動を支援し、将来における地域農業の中心となる農業者の育成・確保に努める。また、農業近代化資金利子補給等の融資への補助や農地流動化による農地の利用集積支援を実施する。

特に、多様な担い手の育成を図る必要があることから、家族経営協定の締結、新規就農の支援、高齢者や障害者の就農の機会の創出に努める。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

近年の社会経済の進展及び少子高齢化の進行に伴い、若年層の農村離れや、農業従事者の高齢化が進み、販売農家210戸（2020年農林業センサス）のうち、第2種兼業農家（132戸）が占める割合は52.9%で後継者不足が大きな問題となっている。一方、商工業及びサービス業は、急速な合理化が進んでいる。

しかし、第2種兼業農家の就業状況をみると、日雇い・臨時雇い等の不安定兼業農家が多く、その後継者においては他産業への就業者が多いのが現状である。その結果、農業従事者の高齢化や担い手不足によって、荒廃農地は増加傾向である。

そこで、農業の振興を図るとともに、人・農地プランに位置づけられた地域を中心とする経営体への農用地の利用集積を促進することが必要になってくる。

一方で、兼業従事者が農業以外の業種に安心して就業できる機会を増加させることが有効となることから、関連計画との整合性を図りつつ、工場や物流施設の誘致を進め、計画的かつ総合的に就業の場を創設・確保することも必要となる。

また、個性豊かな地域を創造していくため、農業の6次産業化と都市農村交流を軸に、地域資源を活用した新しい地域特産物の開発や、自然景観・農村文化等を活用したグリーン・ツーリズム運動の推進に努めていく。

さらに、女性や高齢者による起業化を推進し、就業機会の増大を図っていく。

# 兼業農家の就業状況

単位：人

| 区 分    | 従 業 地 |    |     |     |     |     |     |     |     |
|--------|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|        | 市 内   |    |     | 市 外 |     |     | 合 計 |     |     |
|        | 男     | 女  | 計   | 男   | 女   | 計   | 男   | 女   | 計   |
| 恒常勤務   | 23    | 17 | 40  | 49  | 37  | 86  | 72  | 54  | 126 |
| 自営業    | 59    | 44 | 103 | 123 | 92  | 215 | 182 | 136 | 318 |
| 日雇・臨時雇 | 16    | 12 | 28  | 32  | 24  | 56  | 48  | 36  | 84  |
| 総 計    | 98    | 73 | 171 | 204 | 153 | 357 | 302 | 226 | 528 |

(注) 資料：2020 農林業センサス、平成 29 年就業構造基本調査、令和 2 年国勢調査

勤務が主は 210 人（男 126 人、女 84 人）、自営業が 318 人（男 182 人、女 136 人）であったが、恒常勤務か、日雇い・臨時雇いの区分と従業地の市内、市外の区分がないため、恒常勤務、日雇い・臨時雇いは平成 29 年就業構造基本調査を基に、正規雇用 59.9%、非正規雇用 40.1%の結果を踏まえ、恒常勤務を 126 人（男 72 人 女 54 人）、日雇い・臨時雇いを 84 人（男 48 人、女 36 人）とした。従業地は令和 2 年国勢調査を基に、市内に従事が 32.3%、市外を 67.7%の結果を踏まえ、恒常勤務、日雇い・臨時雇いをそれぞれ算定した。

## 2 農業従事者の安定的な就業を図るための方策

### (1) 就業先となるべき事業に係る施設

農業従事者の意向を踏まえた上で、他産業との調整を図りつつ、農産物直売所、農産物加工施設、物流施設などの新たな産業用地を創出し、安定的な就業の場の確保に努める。

### (2) 農業従事者に対する就業相談活動

農業従事者が円滑に就職できるよう、ハローワーク等と連携して、職業相談等の積極的な推進を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本市の農業振興地域は、農産物の供給の場としての役割はもとより、環境の保全及びゆとりや安らぎの得られる場、都市と農村の人々が共に交流する場としての役割など、多面的な機能を発揮している。しかしながら、農業の兼業化、高齢化、農村の混住化が進行し、農業用排水施設の管理をはじめとする住民の共同活動の減少など集落機能の低下が見込まれる。

こうしたことを踏まえ、今後とも本市農業が持続的な発展をしていくためには、農業生産基盤の整備とともに、生活環境の整備を総合的に行い、ゆとりとやすらぎに満ちた活力ある地域づくりを目標とする。

### 2 生活環境施設整備計画

これらの目標達成のために、農業センターについては、農業者団体や地域住民の交流の場としてだけでなく、研修や加工品の研究を行う場所としても位置付けるとともに、その維持管理を適切に行っていくこととする。

また、農業センター、道の駅（仮称）おけがわ、川田谷生涯学習センターの3施設と農業生産基盤である農地を地域住民相互及び地域住民と都市住民との交流の場として位置づける。そのうえで、地域の特徴を踏まえ、これら3施設の活用を図っていく。

農道及びかんがい排水施設等については、維持管理に努め、農村地域の生活環境の保全に努める。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

圏央道と上尾道路及びこれらに連絡する一般道路の整備により、生活圈や産業活動を拡大する意向が強くなり、農業者の意識や土地利用についても変化が予想される。そのため、今回設定する農用地域域内については、計画的な農業生産基盤整備を進めながら、農業生産の場として有効利用を推進することを基

本とするが、今後の農業者の意向等を踏まえ、農村地域に住む人の生活環境に配慮した新たな産業用地の創出についても検討をおこなっていく。

## 第 9 付図

別添

- |   |                         |      |
|---|-------------------------|------|
| 1 | 土地利用計画図（付図 1 号）         |      |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）   | 該当なし |
| 3 | 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）     | 該当なし |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）    |      |
| 5 | 農業就業者育成・確保施設計画図（付図 5 号） | 該当なし |
| 6 | 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）     | 該当なし |

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

| 地区<br>区域番号 | 区域の範囲                        | 除外する土地                    | 備考 |
|------------|------------------------------|---------------------------|----|
| A          | 加納、五丁台、坂田、篠津、舎人新田、小針領家、倉田の区域 | 別図(付図1号)に示す黄色及び網掛け黄色以外の土地 |    |
| B          | 下日出谷、上日出谷、川田谷の区域             | 別図(付図1号)に示す黄色及び網掛け黄色以外の土地 |    |

※詳細は農用地利用計画図による。

#### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

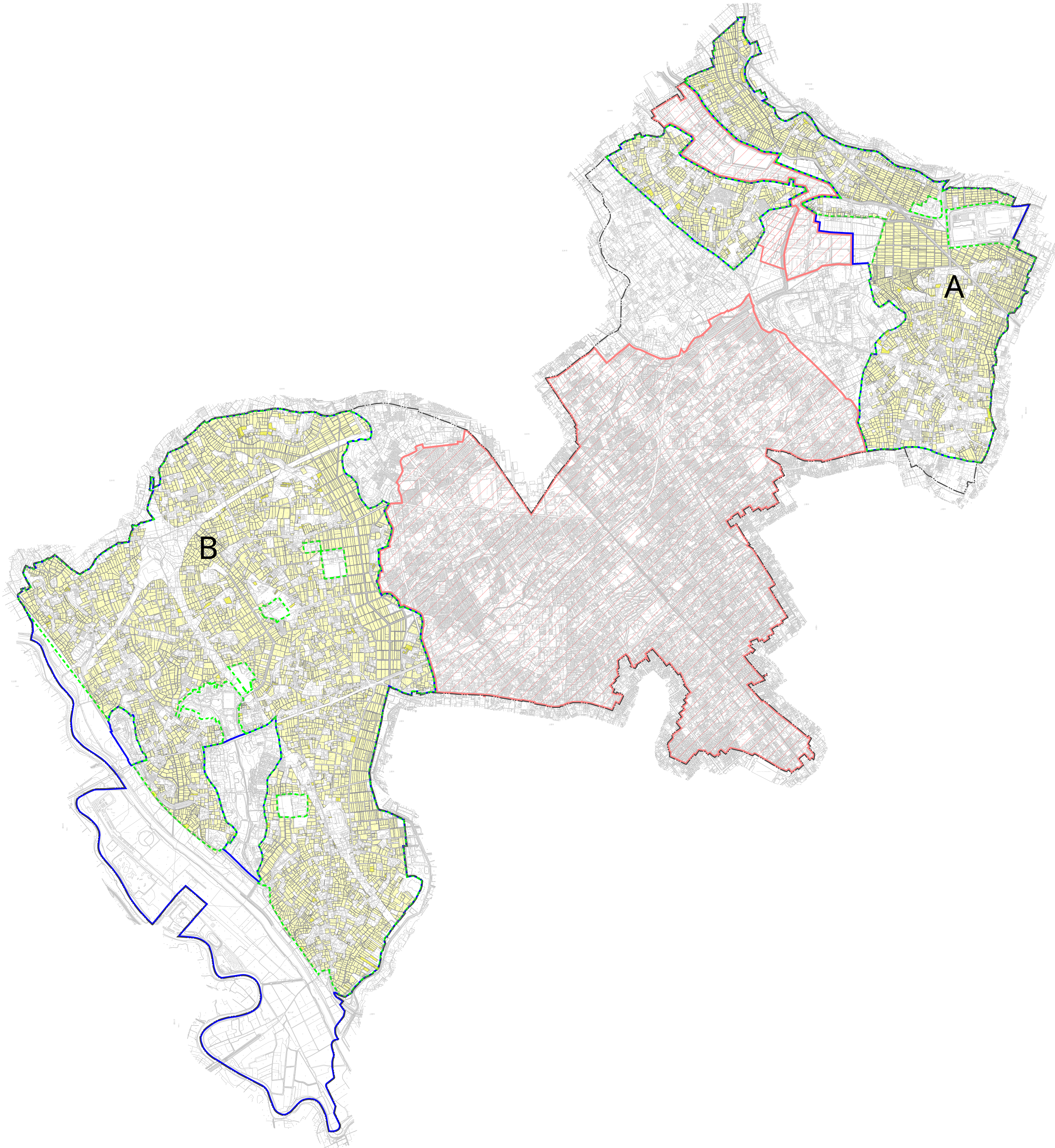
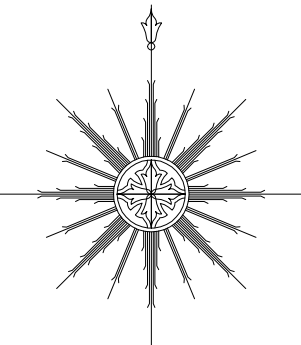
該当なし

### (2) 用途区分

| 地区<br>区域番号 | 用途区分                   |
|------------|------------------------|
| A          | 農地：別図「付図1号」に示す黄色で囲んだ区域 |
| B          | 農地：別図「付図1号」に示す黄色で囲んだ区域 |

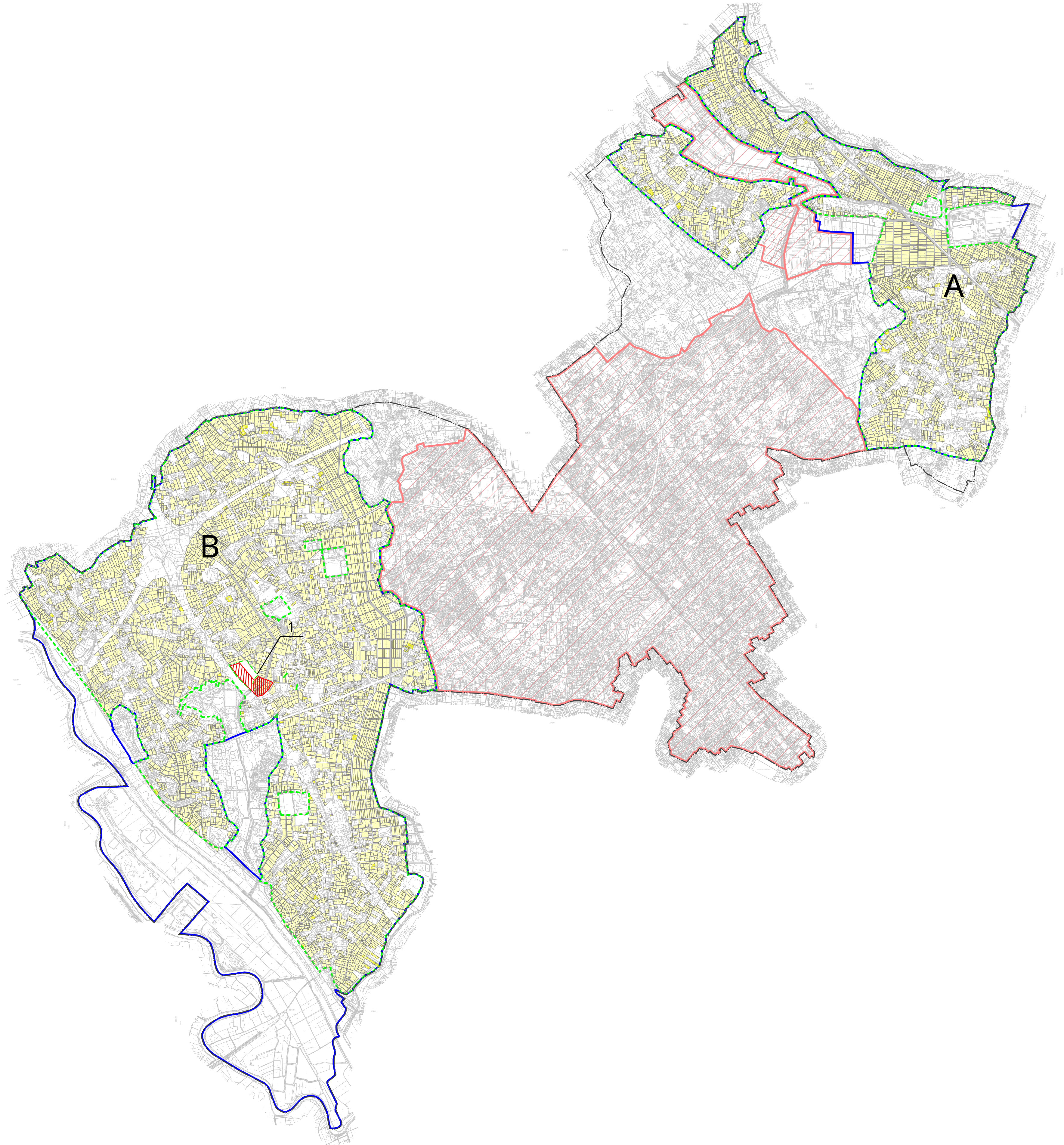
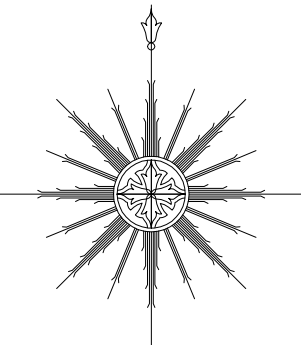
※詳細は農用地利用計画図による。

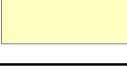
計画書付図 1 号 土地利用計画図



| 凡 例 |          |
|-----|----------|
|     | 市街化区域    |
|     | 農業振興地域界  |
|     | 農用地区域界   |
|     | 登記地目の田・畑 |
|     | 現況地目の田・畑 |

計画書付図 4 号 農業近代化施設整備計画図



| 凡 例                                                                                   |          |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|  | 市街化区域    |
|  | 農業振興地域界  |
|  | 農用地区域界   |
|  | 登記地目の田・畑 |
|  | 現況地目の田・畑 |
|  | 農業近代化施設  |